

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に

に関する基本方針（案）

はじめに

私たちは、地球の環境の中で生きています。大気、水、土、生物がそれぞれの地域で環境を形づくっています。こうした地域の環境は大気や水の大循環により、地球全体の環境とつながり、その一部となっています。私たちは、地域と地球の環境が、お互いにつながっている網目の中に生きています。

私たちは、人間という生物として他の生物とともにこの地球上で生きており、お互い、尊いいのちをもつ存在として、尊重しあうべきものです。一方で、私たちは、他の生物のいのちに依存し、生きていることを自覚する必要もあります。しかし、例えば絶滅のおそれのある野生動植物の保護に心を配らない、動物を虐待する、ひいては人間どうしていのちを軽視するなど、生命を尊ぶ心が失われているのではないかと疑わせるできごとが、国内外で続いています。いのちある存在である生物で構成される環境・生態系の中で私たちは生きていることを理解し、実感することは、いのちを尊ぶ心をはぐくむことにつながります。

私たちは、地球上の様々なものを利用して生きています。産業革命以降、化石燃料等エネルギーの利用、交通手段の発達により、私たちは世界中のいたるところのものや資源を利用することができるようになりました。こうしたものや資源を、賢明に利用しなければ環境に影響を及ぼします。また、これら資源を利用して生産されるものの中には、環境に影響を与えるものも少なくありません。私たちは日本にいながら、身近な環境にとどまらず、世界の様々な場所で発生している環境問題と無縁ではいられなくなってきました。私たちは、地球市民として環境問題に取り組むことが求められています。

私たちは、環境を介して将来の世代ともつながっています。私たちの子孫が、私たちの祖先と同じように地球の環境の中に生き、その恵みで生きていくことができるようにしなければなりません。私たちの子孫の未来は、私たちが今の地球の上でどのような行動・生活をするかによって大きく左右されます。私たちは、持続可能な社会をつくらなければならないのです。

私たちは、今、大量生産・大量消費・大量廃棄や、効率性・利便性の追求の結果として温室効果ガスの排出量の増加、廃棄物の増加、身近な生き物の減少といった私たちの日々の暮らしのあり方と深く関わる課題に直面しています。こうした問題は、誰かが解決してくれるものではありません。私たち自身が、家庭で、地域で、職場で、そしてNPO・ボランティア活動の中で、問題解決に進んで取り組むことが大切になっています。

私たちは、環境の中で生活し、その恵みを利用して生きており、それが積み重なって地球環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、実感する必要があります。こうした理解、実感を基に、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組むことができるようになることが大切です。

私たちは、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下

「本法」といいます。)に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育の推進に取り組みます。

政府としては、いろいろな主体の自発性を尊重し、これと連携しながら持続可能な社会づくりに、ともに取り組んでいきます。

1 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的事項

私たちが今直面している環境問題を解決し、持続可能な社会をつくるため、家庭、職場、社会活動の中で主体的に環境保全に取り組むようになることが必要であり、個人が自ら取り組む主体的活動を支援し、その基盤である環境教育を進める必要があります。

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済のあり方と深く結びついています。私たち個々人の意識を変え、環境保全に主体性をもって取り組むようになるとともに、それを支える経済社会の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。

「持続可能な開発」は、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987年（昭和62年）に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示されました。1992年（平成4年）の環境と開発に関する国連会議（地球サミット）では、世界各国の首脳が集い、持続可能な開発をこの地球で実現する取組について合意しました。持続可能な開発の内容については、地球サミット以降の各国や国際的な取組・議論の中で今なお深められつつありますが、その理念や考え方として、以下の4つの共通的理解があります。

第1は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を持っている点です。

第2は、地球の大自然の営みとの絆を深めるような新しい社会や文化を求めている点です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

第3は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方では浪費を退けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会・経済の持続可能性を高めようとしている点です。

第4は、多様な立場の人々の参加、協力と役割の分担が不可欠であるとしている点です。

こうした理念、考え方を踏まえた我が国としての「持続可能な社会づくり」をめざし、本法に基づく措置を進めていく必要があります。

私たちが自発的な行動により、持続可能な社会の構築を目指していくためには、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。また、持続可能な社会は、様々

な産業、社会活動、科学技術、文化・歴史のあり方とも深く関わってきます。

さらに持続可能な社会をつくるため世界的な視野に立ち地球市民として取り組むことが必要です。そのような視野に立つと持続可能な社会づくりのためには、環境問題に限らない視野で取り組むことが必要となってきます。例えば、開発途上国における貧困や人口の急増は、自然資源の劣化や不衛生な居住環境問題など都市環境問題を引き起こします。生活の中で環境に近いところで活動をしている女性や先住民の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々なグループの平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民による環境破壊が生じます。科学技術は、必ずしも環境に配慮して発展してきたとはいえない側面がある一方で、環境問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことが期待されます。私たちが本法に基づく措置を推進していく際には、持続可能な社会をつくるために必要となるこうした多面的な要素に配慮し、取組の中に位置付けていく必要があります。

(2) 取組の基本的な方向

環境保全の意欲の増進、環境教育についての取組の方向

ア 地球温暖化問題などの課題に自ら進んで取り組むことの大切さ

環境という私たち共通の資産は、誰のものでもありません。誰のものでもないだけに、他人が守り、よくしてくれるものではありません。社会を構成する個人や民間団体、事業者、行政といった様々な主体が、自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組のあり方、枠組みをつくり出し、取組をさらに進める原動力となります。さらには、各主体の参加により、環境問題に止まらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

地球温暖化対策や循環型社会づくりをはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取組を必要としています。本法にいう環境保全活動は、まさにこれらの環境問題に自発的に手足を動かして取り組んでいこうとする活動です。政府は、本法に定める基本理念に基づき、また、地球温暖化問題その他の課題への取組のしっかりとした基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ 各界各層に取組が広がっていくことの重要性

地球サミットで採択されたリオ宣言においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組の重要性がうたわれ、民間団体等による取組が環境保全にとって不可欠であるとの認識が明らかにされました。

環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動する個人、民間団体、事業

者は、持続可能な社会づくり、環境保全という公益を実現するために活動しています。持続可能な社会づくりは、環境保全を目指す行政だけが行えばよいものではなく、それだけに、社会を構成する個人、民間団体、事業者、行政が互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担で環境保全に取り組んでいくことが必要です。特に喫緊の課題となっている地球温暖化問題などについては、この基本方針に掲げる目的の中に位置づけ、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策などの具体的な成果に結びつくよう総合的に施策を進めていきます。

ウ 社会や地域における環境保全の意欲の増進を進める環境整備

こうした活動を支える枠組みとして、特定非営利活動促進法（NPO法）や事業推進のための法律の整備が進められてきました。こうした枠組みにより活動が社会の中に位置づけられ、さらに取組が活発化するという好循環が見られています。一方、税制、助成、事業委託等において、自律的、効果的な活動を支える観点や、行政や事業者との効果的な連携促進の視点から、仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組のあり方についての関係者の理解や、取組を支えるコーディネーターなどの人材も育てていく必要があります。

また、特に地域での環境保全のための活動にとっては、地域の市民や民間団体が参加し、地域の環境を保全、改善し、循環型の地域社会をつくっていくことが大切です。ふるさとから学び、地域ぐるみで地域の環境を守り、よくしていこうとする動きが出てきています。一方、都市の住民等にとっては、普段の生活において環境と社会とのつながりを実感する機会が少ないため、都市特有のヒートアイランド現象や大気汚染の状況について学んだり、廃棄物処分場への訪問、自然とのふれあいなどの体験を通して、自らが環境保全に取り組むことの必要性を認識し、都市生活における取組につなげていくことが重要です。こうした取組は、地域のかけがえのない環境とあいまって「地域環境力」として捉えることができ、その活性化が求められています。

政府としては、職場、各種行事、ボランティア活動等の様々な場所や機会において、環境の保全に関する情報の提供、機会の提供、その支援等が行われ、自主的な活動が、自発性を生かしながら自律的に経済社会や地域の中で定着していくよう、その環境づくりを進めます。

環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、「国際環境教育会議」の「ベオグラード宣言」（1975年（昭和50年））や「環境教育政府間会議」の「トビリシ勧告」（1977年（昭和52年））によってその内容が明確にされてきました。その中で、環境教育の目的は、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

環境教育は、家庭、学校、職場、地域社会など、私たちの発達段階、生活のあり方に応じ、あらゆる場において、こうした行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。

その中でも、目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のように環境教育として共通の方向性があり、これを踏まえて環境教育の推進を図る必要があります。

ア 環境教育の目指す人間像

環境教育については、知識の取得や理解に止まらず、自ら行動できる人材をはぐくむことが大切です。環境教育を通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人を育成することを目指します。

こうした人々は、普段の暮らしや地域社会の中で環境に配慮した生活を進め、また仕事、事業として環境問題に積極的に取り組むような人材となることが期待されます。

イ 環境教育の内容

環境教育は様々な場で様々な内容で実施されています。学校では各教科や総合的な学習の時間などで扱われています。職場や地域では、事業活動や地域の自然・社会に応じ、様々な内容が取り上げられています。具体的な内容はそれぞれの場で適切な形で扱われますが、これらに共通的な基礎要素として、以下のことを重視していきます。

- ・ **人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両者を学ぶことが大切であること**

人間と環境との関わりに関するものとしては、例えば、大気、水、土壌および生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙なバランスを保つことで、地域の環境、ひいては地球環境が成り立っていること、人間が生きるために必要な水や食料はもちろん事業活動や日常の消費などは健全な環境があって初めて実現するものであること、さらに私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えていることがあげられます。

人間と人間との関わりに関するものとしては、環境負荷を生み出している社会や国内外の経済のあり方、また私たちの生活や文化のあり方について理解することなどがあげられます。

この両者を学ぶことで、持続可能な社会に向けての道筋を把握することができます。

- ・ **環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること**

環境問題は、科学的に原因が追求され、対策が講じられます。科学的な視点も踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度で捉えていくことが求められます。

- ・ **豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと**

環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間にとって、生態的のみならず、精神的にも物質的にも、さらには学術的にも価値あるものと認識し、これらを大切に思う気持ちを育むことが必要です。

- ・ **いのちの大切さを学ぶこと**

いのちの大切さを教えることも環境教育に期待されている大きな役割です。昨今、国の内外でいのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られるようになってきました。環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。また、この地球上でいのちのあるものは相互に係わり合い、支え合う存在であると感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要となっています。

2. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

政府は、持続可能な社会の構築に向けて、一部の先進的な取組をしている人や団体だけでなく、国民各界各層が環境保全活動に取り組んでいくために、1で示したような「環境保全の意欲の増進と環境教育についての取組の方向」に施策を進めていきます。

環境保全の意欲の増進については、国民、民間団体、事業者などの自発的な取組が広がりを見せていますが、環境保全活動に実際に参加する人は全般的にはまだ多くはないこと、地域における活動や政策提言を担う民間団体の広がりも十分ではないこと、また事業者の取組でも大企業が中心で規模の小さな事業者の取組が遅れていることなどの課題に取り組む、さらに活動の量や幅が広がっていくように取組を進めていきます。

政府は、各主体の環境保全に取り組む意欲を増進する上で必要な、情報、人材、資金の確保といった課題に取り組む、環境保全活動がより進むような環境を整備していきます。また、その際には、こうした資源を持っている関係機関、関係者と連携を図り、効果的に支援を進めていきます。

環境教育の目指す方向性としては、持続可能な社会を形づくるために行うものであるという認識のもと、子どもから大人まで、いつでも・どこでも参加したいときに、環境教育に参加できるようにすることが考えられます。

政府及び地方公共団体は、そうした環境を整えるべく地域社会と連携し、環境と社会との繋がりを明確にしながら、環境教育を生涯を通じて体系的・継続的に実施していくよう学校教育や社会教育における環境教育の充実、教職員など指導者の資質の向上(人材育成)と外部人材の活用、プログラムの整備、情報提供体制の充実、各主体の連携の促進などの措置を講ずることが求められます。また、こうした措置により地域においては、積極的に環境教育に参加できる環境を活用し、一時的に取り組むのではなく、恒常的に環境教育に取り組むことが期待されます。

(1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進にあたっての基本的な考え方

1で示したところにより、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減することの重要性及び森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心、環境に対する畏敬の念を深めることの重要性を踏まえつつ、以下の基本的な事項に基づき施策を進めます。

環境保全の意欲の増進、環境教育に関する考え方

ア 国民、民間団体等との連携

持続可能な社会の構築に向け、環境保全に関する施策を策定、実施する際には、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育を行う国民、事業者、民間団体等の意見を十分に聴くとともに、彼らの参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。

イ 民間の自発的な意思の尊重

国民、事業者、民間団体等はそれぞれの問題意識や使命感、興味や関心などの自発的な意思によって環境保全活動や環境教育を行っています。このような自発的な意思は、環境保全活動や環境教育を始めるきっかけや活動を継続していく動機となります。自発性は先進的で独創的な取組の原動力となります。このような自発的な意思を尊重し、施策を進めていきます。

ウ 適切な役割分担

環境保全活動や環境教育に参加する主体はそれぞれ異なる得意分野や他の主体にはできない特色を持っています。それぞれの主体が、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を生かし合い、足りない部分を補い合いあって、効果的な環境保全活動や環境教育を行っていくため、お互いの得意分野や役割を理解した上で、お互いの対等な立場を尊重し、適切な役割分担を図るよう施策を進めていきます。

エ 参加と協力

環境保全活動や環境教育に関する自発的な取組がより大きな成果を得るためには、多くの方が参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等を生かし、協力していくことが必要です。幅広い参加と協力を得るためには、それぞれの活動について情報を発信・共有し、賛同を得る努力を払う必要があります。関係者の幅広い参加と協力が得られるよう取組を進めていきます。

オ．公正性、透明性の確保

環境保全の意欲を増進するための措置は、環境保全のための活動が自発性を前提とするため公正性や透明性の確保が不可欠となります。特に、様々な主体が連携していくためには、公正性や透明性は、連携する主体の相互の理解や信頼関係の前提となります。こうした点に十分注意していきます。

カ．継続的な取組

私たちと環境との関わりは、永続していくものであり、環境保全活動や環境教育は息長く進めていくことが重要です。そのために、国民が継続的に多様な形態で活動に参加しやすくなり、また、NPOや事業者などが継続的に環境保全活動に取り組むことができるようになることができるとの視点で人材確保・育成、税制、助成、事業委託など様々な分野で活動を支える環境、仕組みの整備に取り組めます。

キ．自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解

特に人里に近い自然環境は、人の手をかけることによって維持されます。人の手をかけることで自然環境が形づくられることを体験することは、環境と私たちとの間の生き生きとした関係を回復することにもつながります。地域の豊かな文化を育てていくためにも、身近な自然をはじめとした私たちをとりまく森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等において自然環境を保全、再生、創出し、またこれを維持管理していくことの重要性を理解するよう、取組を進めます。

ク．様々な公益への配慮

持続可能な社会を作っていくためには、環境保全だけでなく国土の保全やその他の公益との調整に留意するとともに、農林水産業やその他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定や福祉の維持向上、地域における環境の保全に関する文化及び歴史の継承にも配慮して持続可能な社会作りに向けて幅広い視点で取り組めます。

環境教育の推進方策に関する考え方

ア．環境教育を進める手法の考え方

環境教育については、その目指すところや内容に加え、その効果的な実施のための手法について過去の研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下の環境教育を進める手法についての基本的な考え方に基づき、実施していきます。

- ・ 環境教育の活動を「関心の喚起 理解の深化 参加する態度・問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけること。
- ・ 知識、理解を行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動を継続的に実践するなど、継続的な実践体験を環境教育の中心に位置付けること。特に子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が必要となること。その一方で、体験や遊びを行うことが目的化されないよう留意すること。
- ・ 体系的かつ総合的な環境教育を着実に進めることが可能となるような効果的な仕組みを構築すること。

イ 環境教育を進めるための施策の考え方

環境教育については1で示した姿を目指し、アに掲げた手法を踏まえて環境教育を進めていきますが、これを推進する施策については、その効果的な実施のため、以下の考え方に基づいて進めていきます。

・ 場をつなぐ

学校、家庭、地域社会、事業者など様々な場で環境教育が提供されること、そしてそれぞれの教育効果が他の場における教育や活動につながっていくよう留意します。

・ 主体をつなぐ

環境教育は、行政、学校関係者、事業者、民間団体、国民など様々な主体が関わるものであり、こうした主体がその特徴を生かし、連携、協働しながら活動を展開していきます。

・ 施策をつなぐ

環境教育の対象は、私たちの様々な経済、社会活動に関わります。地域づくりや、NPO活動の展開、事業者の社会貢献、国際協力などに関わる施策の中でも環境教育は取り上げられます。環境教育を効果的に進めるため、こうした施策を有効につないでいきます。

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

学校、地域、社会など幅広い場における環境教育

ア．学校における環境教育

学校においては、学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を

行うことが必要であり、環境教育の実施に際しては、各教科間の関連、異なる学年や小・中・高等学校間の連携、地域社会との連携等に配慮しながら進めることが大切です。例えば、各学校において環境教育に関する全体的な計画などを作成することなどが大切です。

平成14年度から順次実施されている新学習指導要領においては、社会科や理科、家庭科等の各教科等における環境に関わる内容を一層充実しています。また、新設された総合的な学習の時間において、環境についての教科横断的・総合的な学習が実践されています。

今後、環境教育において小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じて児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域の自然、様々な経済活動、文化など地域社会に存在する資源やビオトープ、学校林など学校が有する施設を活用し、自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動などの多様な体験活動を促進します。また、国立公園、国有林、国営公園や「子どもの水辺」等公的な場、政府や地方公共団体が設置、運営している施設を体験活動の場として活用できるよう取組を進めるほか、関係府省は、修学旅行等における自然学校のカリキュラムへの参加、農林水産業体験、事業者等の設置している環境教育施設への社会科見学等の実施に役立てるためデータベースの整備等を行います。

将来の我が国を担う子どもたちに、環境やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深めさせ、責任を持って環境を守る行動がとれるようにするなどことは重要です。このため、学校における環境教育に関するモデル校や環境教育に取り組むモデル地域を指定するとともに、その成果を広く普及するための全国規模の実践発表大会を開催します。

さらに、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することも重要です。既存学校施設の改修の際に環境に配慮した改修を行うことや、地域在来の植物緑化や地域在来の動植物を中心としたビオトープづくりなどを通じ学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。また、太陽光発電や燃料電池などを利用した設備・機器を導入し、児童生徒が環境保全のための技術やその実際の運用を体験することで、環境負荷の低減の取組についての理解を深めます。

イ．学校の教職員の資質向上

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善・充実に努めていくことが求められます。

このため、環境省と文部科学省が連携した事業や河川整備基金等による支援事業により、各都道府県等において環境教育に関する研修の講師となる者を対象とした研修を実施し、学校全体としての取組を促していきます。また、環境教育に積極的に取り組もうとする教職員を対象に、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと一緒に研修を受講できるよう関係府省が連携します。このような環境教育研修の実施に際しては、地域との連携や環境に関する専門家を研修講師として活用することに留意して実施します。

また、学習指導要領の解説、環境教育について解説した資料を活用、環境教育の実践例等を掲載した指導資料の作成や地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の提供などを通じて、教師の指導力の向上を図るための施策を推進します。

さらに、大学の教育学部等での教職員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げて、実践的な指導方法を学習することが必要です。

一方、教職員は、自主的に研修を行う研究会などで他の学校での先進事例を学び自ら環境教育に関する研鑽を積んでいます。また、学校だけでなく地域の環境保全活動へ積極的に参加することが期待されています。こうした教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じていきます。

ウ 社会など幅広い場における環境教育の推進

地域社会における環境教育を活性化していくには、地域の学習素材を積極的に活用して特色ある環境教育を展開することはもちろんですが、全国的に一定水準の質が確保されることも重要です。また、完全学校週5日制の実施に伴い、家庭や地域社会における多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが求められています。この際、昔から地域に住んでいる住民や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵を生かすことも大切です。

このため、政府としては、学びや遊びの機会づくりを通じて、地域社会における環境教育の充実を図るため、関係府省が連携しながら、子どもの自然体験活動その他の体験活動の充実をめけていきます。そのため、こどもエコクラブ事業、森の子くらぶ活動推進プロジェクト、子どもの水辺再発見プロジェクト、地域交流拠点「水辺プラザ」整備事業、「遊々の森」の設定、水田・水路などを学びの場として活用した体験の場づくり等を推進します。河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等により民間団体等が実施する子どもの体験活動の支援を進めます。また、子どもや地域が参加する生き物などの調査などにより体験活動の機会の確保に努めます。

また、関係府省が連携、協力して、最も身近な学校を、地域住民も含めた地域ぐるみの環境教育の場として活用していくとともに、こうした取組を全国へ一層普及していきます。

また、家庭における環境教育を推進する観点から、インターネットを活用して、登録した家族に対し、情報提供・助言を行う事業や、地域の家族のグループを対象に、環境家計簿の普及や環境カウンセラーによる助言などを行い、家庭での日々の暮らしの中における教育効果を高める取組について検討を進めます。

政府は、国民・家庭・民間団体・事業者等が行う環境教育への取組事例を表彰するなどして、地域における環境教育が活性化するように支援します。

国民一人一人が環境保全活動に参加するためには、地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在していることも必要です。公民館や図書館、博物館などの社会教育施設、政府・地方公共団体や民間団体等が設置している環境学習施設や自然体験活動を行う各種の施設、全国・都道府県の地球温暖化防止活動推進センター、自然学校、消費者センター等暮らしに関する施設を地域の環境教育の中に位置付け、教育の目的、対象に応じて適切に組み合わせて環境教育をより一層充実させていきます。また、社会教育施設

が中核となり、様々な機関と連携しながら環境保全等地域社会における様々な課題に対応するため、課題解決のための先駆的な社会教育事業を地方公共団体からの提案を受け実施します。優れた事例についてはシンポジウム等を通じて全国に普及させるなどの取組を行います。

エ 人材の育成・活用

学校の教職員の資質の向上だけでなく、地域社会において環境教育を担う人材の育成も重要となります。そのため、前述したように関係府省が連携して地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教職員と一緒に環境教育研修を受けられる機会を拡充していきます。また、政府は、国立青少年教育施設や関係府省の地方支分部局等において、立地条件や各施設の特徴を生かした自然体験活動等の場と多様な活動機会の提供等の取組を一層充実させるとともに、こうした施設における研修や自然共生センターなどの環境研究施設を活用した研修会の開催などにより、青少年の自然体験活動を支援する指導者の養成を推進していきます。

このような研修を受けた人材をはじめ、効果的な環境教育を行うことができる人材、環境に関わる専門的な知識等を有する人材を、個々具体の指導場面において、積極的に活用することは、学校や地域における環境教育を充実させる上で、有意義です。特に、環境教育で重要となる体験活動や、行動に結びつけた活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが重要です。

今後は、本法において定めるところにより登録された人材認定等事業などで育成された環境の保全に関する知識、環境の保全に関する指導を行う能力を有する者など、環境に関する専門的知識を有する外部人材が、学校や地域において積極的に活用されるよう、必要な情報の提供や特別非常勤講師制度などの活用を進めていきます。

また、その際にはこうした人材と学校や地域における環境教育とをつなぐコーディネーターが必要となりますが、その育成、活用にも取り組んでいきます。

学校では、学校外の専門家を効果的に活用するため、教職員と専門家間の効果的な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒の発達段階等について十分に情報交換するなど、外部の専門家がどのように関わるかといった点などについて十分意思疎通を図り、教職員、専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。この際、学校の教職員は、コーディネーターとしての役割が求められる場合があり、そのための能力向上を図るようにすることも必要です。専門家に活動のための資金が十分確保されることが必要です。謝金などのあり方についての調査、情報提供などを通じ、取組の支援を行います。

オ．プログラムの整備

民間団体、住民、行政が連携し、環境教育を行う発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的なプログラム整備を図る必要があります。また、プログラムは、地域の特性に応じて作成、改良、応用されることが重要です。

このため、政府は、プログラムの体系化の観点を踏まえつつ、効果的な環境教育プログラムを研究、開発するとともに、地方公共団体や民間によるプログラムづくりを支援するため、政府・地方公共団体・民間団体等が作成した環境教育プログラムや指導資料についての情報を共有するよう、インターネットなどを活用したシステムを構築していきます。また、環境教育推進のためのモデル校や学校・家庭・地域が一体となって環境教育の実践に取り組むモデル的な施策を実施し、実践的な研究を推進するとともに、授業において児童生徒や教職員が活用するため、地球温暖化問題などに関する教材や指導資料の開発・普及、総合的な学習の時間のモデル事業やプログラム開発の実施、学校における環境教育の実施状況や教育内容・方法等について調査研究を行うなどの施策を総合的に推進し、学校における環境教育の一層の充実・改善に資するよう取り組んでいきます。

さらに、教職員の資質向上や地域社会において環境教育を担う指導者の育成のための研修などの場で、プログラムについての情報を提供し、実際にプログラムを使ってもらうことで、これらのプログラムを有効に活用できる教職員や地域の指導者を育成していきます。

また、自然体験活動の指導者養成などの多様なプログラムの普及、促進を進めます。

プログラムの内容としては、環境問題や自然についての知識を得たり、体験や遊びを通じて関心を高めるといった要素に加え、そこから一步進んで、環境問題の原因究明、環境問題を解決するための具体的な対策、また環境と私たちの社会とのあり方について自ら考え、具体的な取組へと結び付けていくことが重要です。その際、過去の公害の経験について学び、現在の環境問題の解決にどのように生かすかを学ぶことや「沈黙の春」、「成長の限界」、「我ら共有の未来」、「地球憲章」などの国内外の重要な人物、文書について取り上げ、環境問題への警鐘はどのようになされ、環境問題の解決のための基本的な原則としてどのようなことが提案されているか学ぶことも効果的です。

プログラムを作成した後は、定期的な検証・評価を加え、必要な改訂を行っていきます。それにより、最新の環境問題やそれに対する取組に合ったプログラムとなるだけでなく、開発されたプログラムが多くの人に共有されることとなります。

カ．情報の提供

環境教育の取組を促進していく上では、環境に関する正確な情報を入手できる情報提供体制の充実が必要です。児童生徒が環境について主体的に学習し、自主的・自発的に行動していくことができるようにしたり、教職員が授業のために必要なデータを活用し、環境教育の教材を作成したりするためには、環境に関する正確な情報を必要なときに必要な形で入手できるよう、情報基盤を整備していくことが求められます。

このため、環境教育推進のための教材の開発、開発した教材に関する情報や関連機関、人材等に関する情報等も含めた情報提供のためのシステムを整備し、情報提供を推進します。

さらに、政府は、自らの環境教育に関する情報を分かりやすく情報提供するだけでなく、民間団体等の環境教育に関する情報を収集・分析・整理し、インターネット等を活用して、広く国民に公開していきます。

キ．各主体の連携

自主的な環境教育を推進するためには、行政、民間団体、事業者等の各主体が連携して、地域に根ざし、地域から広がる環境教育を実施していくことが必要です。そのためには、必要な情報が関係者に行き渡るよう情報の提供に努めるとともに、地域における活動支援をコーディネートできる専門家を育成し、地域で活躍できるよう支援します。

また、地域の協力も得ながら総合的な学習の時間を効果的に実施すること、地域に根ざし、地域と一緒に日常的な環境教育を進めるため「環境クラブ」のような課外活動を設けること、このほか学校の評議員制度や学校評価を通じて地域と学校が連携し、環境教育の視点を確保することも大切です。また、各地の先進的な連携の事例についての情報の収集と提供を行うとともに、シンポジウムや全国規模の実践発表大会等を通じて、各主体をつなぐ手法などを全国に普及していきます。

さらに、地方公共団体においても、環境部局と教育部局のみならず、都市、土木、交通、市民、農林水産、経済部局等環境教育に関わる様々な部局間で連絡調整が行われるようになることが重要であり、政府は関係府省間の連携を十分に行い、協力して施策の推進を図ります。

ク．環境教育の更なる改善に向けた調査研究

政府は、環境教育の推進状況や内容及び方法についての国内外の調査研究を行い、その改善に努めていきます。

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

職場において職員一人一人の環境に関する意識を高め、自ら進んで取組を進める意欲を向上させることは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組む施策や事業を、より環境によいものとしていく上で基盤となります。さらに、職場における環境教育は、社会人への環境教育などを行う有効な機会の一つであること、職場において環境教育を受けることにより、その家庭における取組につながることを期待されるなど、その取組は重要です。ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントの枠組みも活用しながら、職員の環境保全の意欲の増進及び環境教育推進のための取組を進めます。

ア 環境に関する研修などの充実

国においては、行政のみならず立法、司法全ての機関の職員が、通常の業務や各種施策を実施する際に、環境への配慮を織り込むために必要な知識が得られるよう人事院研修や各府省で行われている研修における環境に関する講座の充実を図ります。

さらに、より高度で専門的な環境教育を受けられるよう環境省の環境調査研修所を始め、

関係省の行う研修等を強化し、専門職員が必要な研修を受講するよう積極的に働きかけます。

これらの研修は、単に環境についての知識を得るだけのものではなく、職員の環境の保全に取り組む意欲を高めるよう体験的な手法を取り入れるなど研修の内容や手法の改善を検討していきます。また、政府は、所管する独立行政法人等及び地方公共団体に対し、国の職員と同様に、その職員に対する研修において環境に関する講座を設けることについてはたらきかけていきます。

事業者においては、その多くで従業員に対し環境に関する教育を実施していますが、定期的な環境教育を行っている事業者は多くはなく、また、中小の事業者では十分行われていない現状にあります。また、環境法規の遵守に必要な知識の教授だけではなく、事業者の社会貢献や社会責任として環境問題に積極的に取り組むための、従業員に必要な知識、判断能力、意欲をはぐくむとの観点から環境教育が必要になっています。そのため、従業員向けの環境教育等をどのように行えばよいかノウハウが不足している事業者に対して、共通的な環境教育プログラムを作成して提供します。また、作成に必要な情報提供を進めます。

イ ボランティア活動の促進

政府としては、職員が自発的に環境ボランティアに取り組むことを支援するため、環境ボランティア研修の充実、環境ボランティアに関する情報の提供を行い、年次休暇の環境ボランティアへの活用などを促進します。

また、政府は、所管する独立行政法人等や地方公共団体に対し、ボランティア休暇の活用についてはたらきかけていきます。

ウ．情報の提供、表彰

政府は、従業員向けの環境教育に関して助言指導を行うことができる人材を環境カウンセラーとして登録、公表します。その他、政府、地方公共団体、民間団体が育成、認定している環境保全に関する指導者の中には、事業者が従業員向けに行う環境教育等に活用できる人材も多いことから、そのような情報についても広く提供します。

また、積極的に従業員向けの環境教育、環境保全活動の支援を行っている事業者に対し、表彰その他により、その取組の支援を行います。

人材の育成、認定事業の登録及び情報提供

ア 民間団体、事業者などの人材育成、認定事業の登録制度

民間団体、事業者などの環境保全に関して知識と指導能力を持つ人材を育成、認定する事業（人材認定等事業）の社会的な信頼性を高めることや、環境保全について学んだり、

活動したりしようとする人が、指導者に関する情報を探しやすいことが求められています。本法に基づいて、人材認定等事業の登録制度の適切な運営をしていきます。

この登録制度の対象となる事業は、元来、自発的に行われてきた事業であり、民間ならではの創意工夫により、社会のニーズに対応して事業が展開されています。こうした民間ならではの良さを損なうことのない運用を図ります。

一方で、信頼に足る人材についての情報が欲しいとの学校や社会教育の現場の要請があります。この登録制度では指導者を育成する上で必要最低限のレベルを有している事業であって、公正で継続できる運営を行っているものを登録の対象とし、現場に提示していきます。登録された事業に関し、その事業の内容、事業により育成・認定される人材の有する技術の内容やその程度等の情報についてわかりやすく、情報提供を適切に行うことにより、各教育現場の判断の材料を提供することとします。

また、制度の運用に当たっては、主務大臣である文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣は、緊密に連携、協力していきます。

イ 人材育成、認定事業に関する情報提供等

政府、地方公共団体、事業者、民間団体などにより行われている多様な人材育成・認定事業や人材育成のプログラムについては、その情報が整理されて利用者の元に届いていないという現状にあります。そこで人材育成に関する情報を収集、整理、分析して体系的なデータベースを構築し、インターネットを通じて提供します。

また、人材育成プログラムの質の向上を図るため、求めに応じて必要な助言を行うよう努めます。

拠点機能の整備

ア 政府の拠点機能の整備

環境省と国連大学が設置した地球環境パートナーシッププラザは、平成8年からパートナーシップの促進、NPOのサポート、情報提供の拠点として活動してきました。NPO等民間活動が活発化し、社会的に認知されてきたことや、民間活動を支援するセンターが官民により各地に設置されてきたことを踏まえ、パートナーシップの促進に焦点を当て、先進事例の紹介、各主体間の連携促進のための意見交換会に取り組んでいきます。

また、地球環境パートナーシッププラザと連携し、地域から世界につながるパートナーシップづくりの支援拠点を、地方環境対策調査官事務所ごとに設置していきます。その際には、施設やサービスの内容や運用方法について地域の住民、NPO、事業者、地方公共団体などと十分に話し合いながら進めます。その際、地域の関係者のネットワークづくりや地域の団体との協力した運営方法の採用などを図り、地域の住民、民間団体、事業者、行政が幅広く参画し、これらの間の協働を促進するような拠点としていきます。

このほか、拠点機能の強化の観点から関係府省の地方支分部局等での情報の収集・提供

や官民協力した事業の実施を進めるとともに、子どもの水辺サポートセンターや防災ステーション等における環境教育の支援機能の整備を進めます。

また、現在各地にある国立青少年教育施設、国有林などの森林、国立公園、国営公園等の都市公園、河川、湖沼、海岸、港湾、漁港、農地等でも、環境保全活動や環境教育を行っていることから、こうした拠点の充実・機能強化や拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。

さらに、周辺の地方公共団体が整備した拠点機能、公民館、学校、博物館などの文教施設、事業者等が整備した環境学習施設や環境保全に関する見学を受け入れている工場などの各種拠点、民間団体等が設立・運営している全国・都道府県の地球温暖化防止活動推進センター、民間団体などを支援するサポートセンター、ネットワーク等との連携強化・役割分担を図っていきます。

イ 地方公共団体の拠点機能の整備に対する支援

地方公共団体が拠点機能を整備する際に、拠点施設の整備や運営に関して必要な支援に努めます。例えば、各地の拠点において蓄積された経験を踏まえ、運用方法についてのマニュアルなどを整備し、メーリングリストなどを活用して拠点を運用する地方公共団体の担当者との情報交換を緊密に行い、地方公共団体の拠点機能がうまく運用されるよう技術的な支援を行います。

また、地球環境パートナーシッププラザなど関係府省の拠点機能や民間の拠点機能と連携を図ることができるよう、関係機関のリストづくり、インターネット等による情報交換の支援を図っていきます。さらに、拠点機能を効果的に運用できるよう、環境調査研修所や地球環境パートナーシッププラザにおいて研修を様々な形で開催し、地方公共団体の拠点機能を担う人材を育成していきます。特に、こうした拠点では行政、NPO、事業者、市民の間のパートナーシップづくりを促進できるようなコーディネーターの存在が不可欠であり、こうした人材の育成に取り組んでいきます。

民間による土地等の提供に対する支援

個人や事業者などが環境保全活動や環境教育のために自らの土地等を提供することは、民間団体などが主導する取組を支える基盤となります。これまで、すぐれた自然が残されている土地を所有者から寄附や遺贈などの形で譲り受け、また、買い取りや賃貸借協定を結ぶナショナルトラスト活動、事業者による展示施設や社有林の提供といった形の取組が進められ、多くの場合、自然観察会やエコツアーリズムなど自然体験の場として活用されています。

このようなナショナルトラスト活動など民間団体が行う取組では、土地の取得や管理のために必要な資金の確保が大きな課題となっています。資金を確保するためには、全国的な支援の輪が広がる必要がありますが、このような民間団体の取組がその地域周辺の住民にしか知られていないことが多くなっています。

また、事業者が行う土地や建物の提供では、事業者側には土地や建物を保全・管理し、安全を確保しながら、自然体験や環境学習などを効果的に行うノウハウや資金が不足していることが課題となっています。

こうした課題を踏まえ、民間団体によるナショナルトラスト活動や事業者による土地や建物の提供について、その拡大を図るため、必要な支援を行います。例えば、情報を収集、分析し、先進的な取組について広く国民に周知を図ることで、支援の輪を広げていきます。

また、各種税制上の優遇措置や都市緑地保全法等に基づく管理協定、自然公園法に基づく風景地保護協定、森林法に基づく施業実施協定などにより土地等の提供がさらに進むよう、地方公共団体や NPO 法人、土地所有者等と連携し、より効果的な支援の仕組みの実現を図ります。

さらに、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定や首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地特別保全地区などの指定を推進することで、緑地の保全について制度に基づいて保証し、土地所有者等が保全を望む緑地について、地方公共団体や NPO 法人等の緑地管理機構による土地の取得や管理協定の締結の促進を図ります。

一方、事業者による土地や建物の提供については、土地や建物の保全管理や安全を確保しながら自然体験や環境学習などを効果的に行うノウハウを持った民間団体等との連携が不可欠となります。そのため、土地や建物を提供する事業者とノウハウを持った民間団体等との具体的な協力を促す仕組みについて検討を進めます。

また民間団体が自前の施設を構えて環境保全活動支援の拠点機能を備える事例が出てきています。こうしたいわゆる民設民営の拠点機能についても、その自発性を尊重しつつ、行政が整備する拠点機能はこれと連携、協力し、適切な役割分担を図って、全体として効果的な支援が進むよう協力していきます。

各主体間の連携、協力、協働取組のあり方の周知

パートナーシップや協働という言葉は、様々な場面で使われるようになり、普及は進みましたが、その進め方についての共通理解が関係者の間で必ずしも共有されているわけではありません。そのため、関係者が情報の共有及び相互理解を促進する取組を各地域において広く行う必要があります。例えば、地方公共団体が作成している協働の指針やガイドラインの策定の動きは、地方公共団体が NPO 法人などの民間団体と進める協働の現場で、そのあり方の理解を深めていくために、すすめられています。また、より効果的な実施に向けて経験を蓄積し、効果的な実施のためのマニュアルを共有していくことが必要です。

政府は、自らの経験や地域における協働取組の事例、地方公共団体の協働指針等の調査分析とその結果の提供を行います。それらを元に、環境保全に関する協働取組のあり方について共通理解が広まるよう検討し、実践の場を通じた取組を進めます。

また、各主体の連携、協力、協働取組のためには、周知し、協働を進めていくために必要なコーディネーターやファシリテーターといった人材がまだ不十分であり、その育成が大切です。こうした人材の育成を進めるとともに、民間によるコーディネーターやファシ

リテーターを育成認定する事業について、人材認定等事業登録制度も活用しながら、情報の収集とその提供を行います。

情報の積極的公表

各主体が参画して環境問題への取組を進める上では、関係者間で必要な情報を共有することが不可欠です。そのため、必要な情報を有する主体はその情報の共有に積極的に努めなければなりません。

また、提出される情報は、難解であったり、情報量が多すぎるために、国民や民間団体や子どもが理解できない場合があるという課題があります。また、情報が出されるタイミングや範囲も取組を進める上で適切なものでなければなりません。

情報の積極的な公表については以下のように取組を進めていきます。

ア 政府の保有する情報の積極的公表

政府が保有する環境保全に関する情報については、できるだけ正確で網羅的な情報をインターネット、白書、各種調査報告書等を通じてわかり易い形で積極的に公表していきます。

これらの情報の公表にあたっては、広く環境保全活動や環境教育等の現場にまで迅速に伝わるよう環境保全活動や環境教育を行っている民間団体、登録人材認定等事業を行う登録民間団体等、地域に整備する拠点、環境カウンセラーや化学物質アドバイザーなどの人材、広報誌、報道機関などに対して特に積極的に情報提供します。

情報の伝え方としては、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットといったマスコミュニケーションから、地域におけるワークショップ、舞台芸術、コンサート等の直接人と人が参加する手法まで幅広いものがあります。こうした様々な手法について、それぞれの特性を生かし、これらのメディアを使う民間団体等と協力して、効果的な情報の伝達を進めます。

特に子どもに対しては、関係府省が行う子どもを対象とした見学会、環境月間などで催される行事、パンフレットなどを活用し、分りやすく、興味が抱けるような形で情報を公表していきます。

イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供

国民、事業者、民間団体等が公表した情報については、地域の拠点機能を通じて、収集し、その情報を整理した上で、その結果をインターネットや地域の拠点機能を通じて広く提供していきます。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、環境報告書に関する事業者の自主的な取組を、利用の促進、信頼性の向上の観点から支援します。

国際的な視点での取組

環境保全の意欲の増進、環境教育は、国際的な視点からも取り組む必要があります。持続可能な開発は、地球サミットで提示されたように先進国、途上国双方で追求されるものです。また、地球サミット開催10年後に開催されたヨハネスブルクサミットでは、我が国政府は持続可能な開発のためには「人づくり」が大切であることを世界に主張しました。

また、国連で2005年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されたことを受けて、国内外で準備が進められています。「国連持続可能な開発のための教育の10年」は今後、その内容が定まってきます。

また、環境保全に自ら積極的に取り組む上で、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要であり、こうした協力は、互いの取組を学びあうよい機会となります。

我が国は、国際的な動きを踏まえ国内で適切に取り組むこととともに、我が国の経験を生かし、国際的な協力を様々なレベルで進め、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信していきます。

ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応

「国連持続可能な開発のための教育の10年」の推進に向けて国内の対応を進めていきます。持続可能な社会づくりのためには、開発教育、福祉教育、多様な文化や歴史についての教育、平和教育、人権教育など幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進めていく必要があります。関係する行政機関と幅広い分野で教育活動を行う民間団体などが緊密に連携しながら、持続可能な開発のための教育の概念について整理し、長期的な推進計画等を検討していきます。

情報の提供・公開、民間の参画などについては、リオ宣言において環境関連情報の適切な入手、意志決定過程への参加などが明示されました。これを受け国連機関が主導して枠組みづくりが進んでいる地域もあります。ヨハネスブルクサミットでは、NPO、企業等の民間の参加が大きく位置づけられました。こうした流れを受け、我が国でも民間の活動を環境政策の中に位置づけ、その基盤の整備に積極的に取り組んでいきます。

イ 国際社会との協力

2005年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」の趣旨を踏まえ、開発途上地域に対する環境協力において、人づくりの視点を重視し、現地の持続可能な発展を担う人材を育成するため、環境教育の強化のための支援に向けた取組を実施していきます。その際には、現地の事情に精通した民間団体との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、持続可能な社会づくりとの観点から協力の内容や、手法を検討し、効果的な実施に努めます。

また、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金、外務省のNGO事業補助金や無

償資金協力、日本郵政公社の寄付金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄付金や国際ボランティア貯金の寄付金の配当、国土緑化推進機構の緑の募金など開発途上地域で環境協力を行っている民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実・強化を図ります。

3. その他の重要事項

(1) 各主体間の連携・協力

政府と国民、民間団体等との連携、協力

環境保全を進め持続可能な社会づくりを目指していく上で、国民・民間団体等による自発的な活動は大きな役割を果たすようになってきています。こうした国民、民間団体等の役割の拡大を踏まえ環境保全に関する施策その他の持続可能な社会の構築に関連する施策の策定・実施にあたっては、パブリックコメント、公聴会、意見交換会等により、環境保全に取り組む国民各界各層の意見を聞く機会をつくるなど、国民、民間団体等との連携に留意します。

このような政府と国民、民間団体等との連携、協力にあたっては民間の自発性を尊重し、適切な役割分担を図る必要があり、国民、民間団体などが参画して連携のあり方の評価、改善を行うことにより、連携、協力のよりよい方法について検討を進めます。

政府と地方公共団体との連携強化

地方公共団体の担当者を集めて開催する会議や地域の拠点機能を活用し、緊密な情報交換を行い、地方公共団体との連携を更に強化していきます。

地方公共団体との連携を図る際には、地方公共団体内でも環境部局と教育部局を始め、都市、土木、交通、市民、農林水産、経済部局間の横の連携が図られるよう関係府省が連携して適切な配慮を行うよう努めます。

特に住民に近く環境教育等について大きな役割を果たしている市区町村や学校などとの情報交換や連携の更なる強化に努めます。

この法律に規定されている理念や事項にのっとり、都道府県及び市町村は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進のための施策を策定し、及び実施することや、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する計画や方針を策定するよう努めることとされていますが、各自治体での施策や計画などについて情報交換が行われることが必要です。また、いくつかの自治体で取組が見られるように、計画や方針の策定において、幅広い関係者の意見を聴取したり、住民が参画する手続きをとることや、実施・評価に市民が参加する仕組みを設けることなど、開かれたプロセスをとることが期待されており、こうした先進事例や経験についての情報を共有することも大切です。国は、担当者会議などでの情報交換の場の提供や、インターネットなどを通じた情報提供を進め、こう

した自治体間の連携を支援します。

関係省の連携強化

関係省連絡会議を開催し、緊密に情報を交換することで、関係省の連携を強化して、本法の適切な運用を図っていきます。

(2) 本法の施行状況についての検討、見直しの準備

環境保全活動、環境教育、環境保全意欲の増進に関する各種施策について、毎年の進展状況とそれによる効果などについて必要な調査を行い、その結果について評価し、公表するとともに、改善に向け国民各階各層の意見を聞きながら検討を行います。

その検討結果を元に、本法の施行後、5年を目途に本基本方針の改定など必要な措置を講じます。